

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）（経営革新課）

一 改正の要旨

高度化事業について、貸付利率を改定するとともに、無利子貸付対象事業を追加する改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年六月五日